

令和6(2024)年財政検証関連資料①

〔 目 次 〕

経済成長と年金財政	・・・	1
就労延長と受給開始時期の繰り下げ効果	・・・	4
多様な世帯類型における所得代替率	・・・	7
生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し	・・・	15
公的年金の給付と財源の内訳(バランスシート)	・・・	20
その他	・・・	28

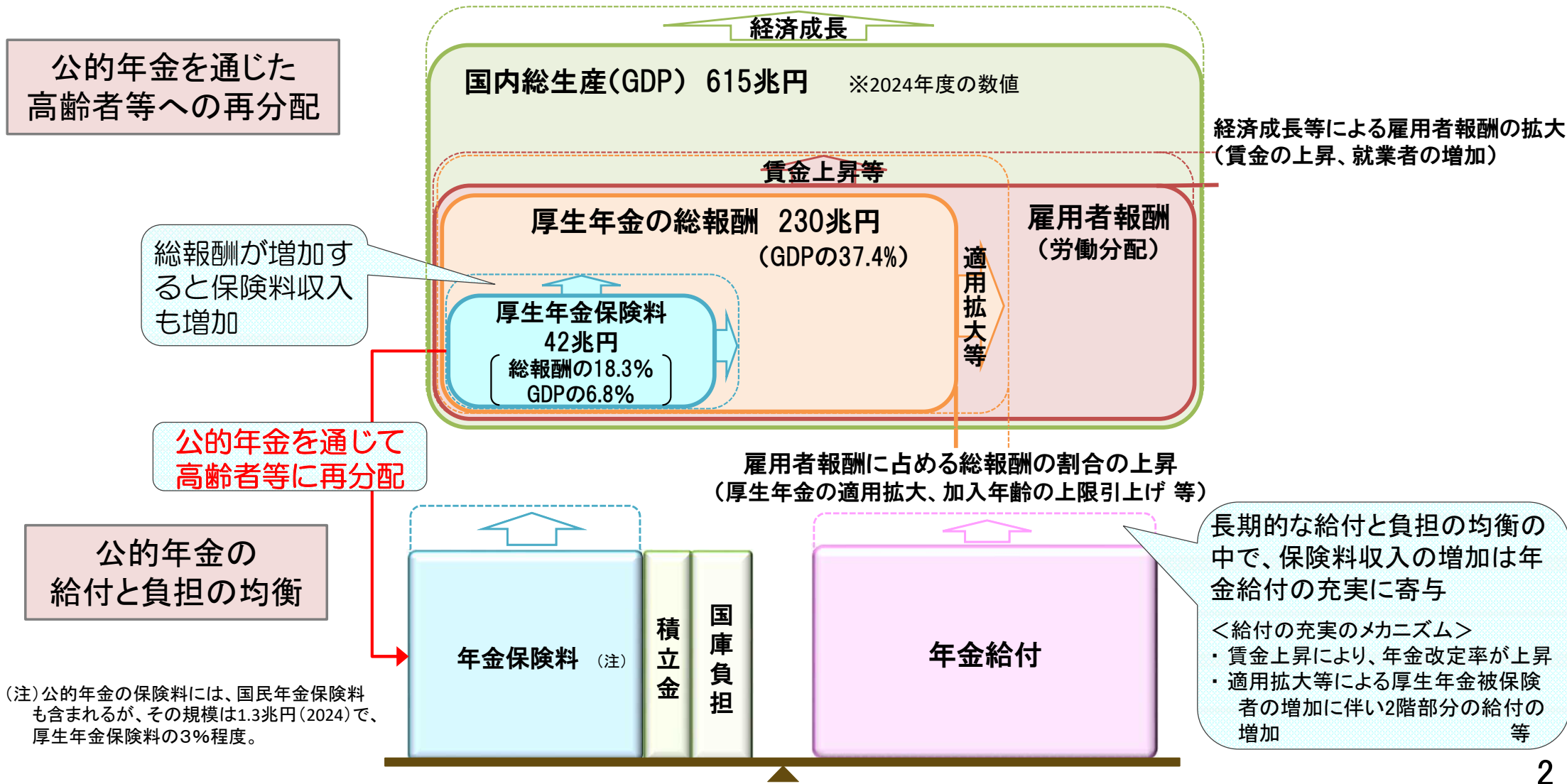
※ 令和6(2024)年財政検証における各試算の結果の詳細については厚生労働省のホームページにおいて公開。推計プログラム等についても順次公開予定。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

経済成長と年金財政

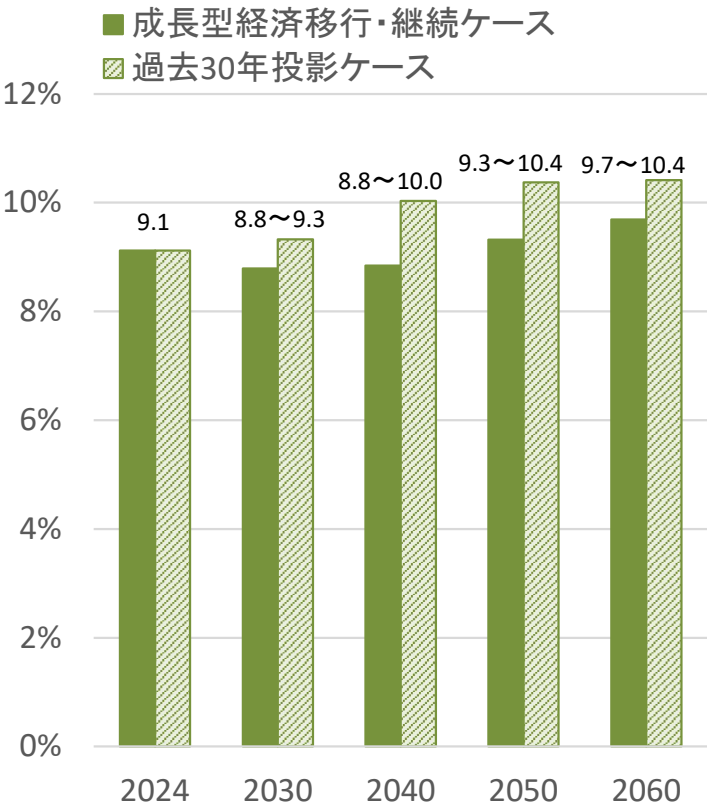
国民経済からみた公的年金の給付と負担

- 国民経済の視点から見ると、厚生年金は労働者に分配された賃金のうち、保険料の賦課ベースとなる厚生年金の総報酬の18.3%を現役世代から保険料として徴収し、年金受給者(高齢者等)に再分配する仕組み。
- 厚生年金保険料は総報酬の18.3%で固定されているため、総報酬が大きくなれば、年金の安定の基礎となる保険料収入も大きくなり、その結果、長期的にみて年金給付も充実。
- このため、給付の充実には、経済成長に伴う賃金上昇、就業者の増加や厚生年金の適用拡大等により総報酬を大きくすることが重要。

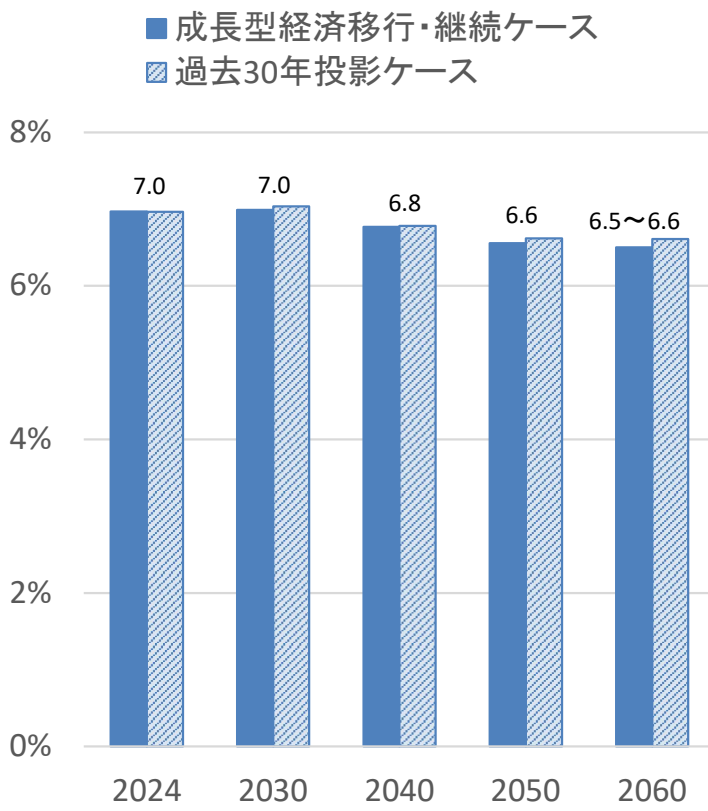


公的年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ（令和6（2024）年財政検証）

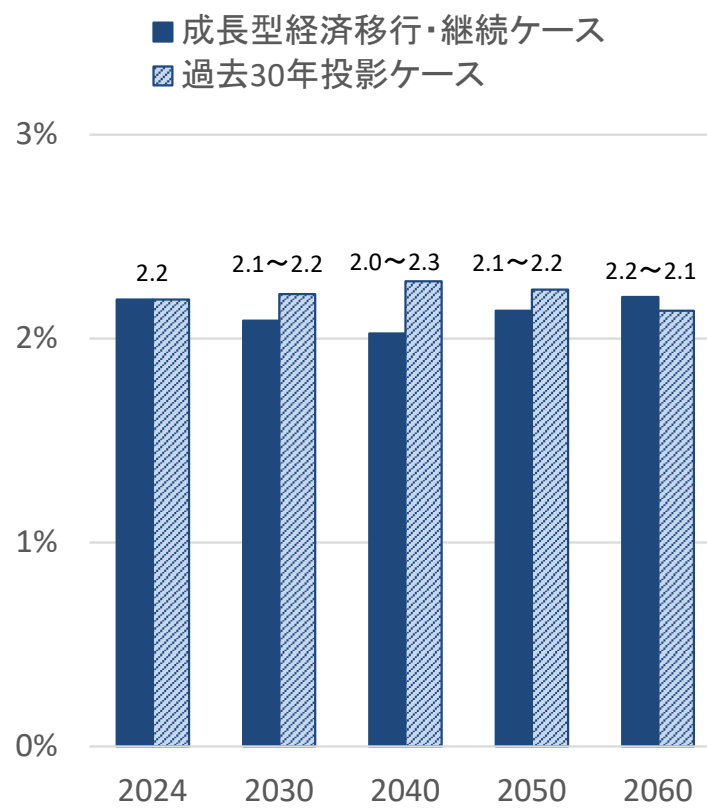
＜年金給付のGDP比＞



＜保険料負担のGDP比＞



＜国庫負担のGDP比＞



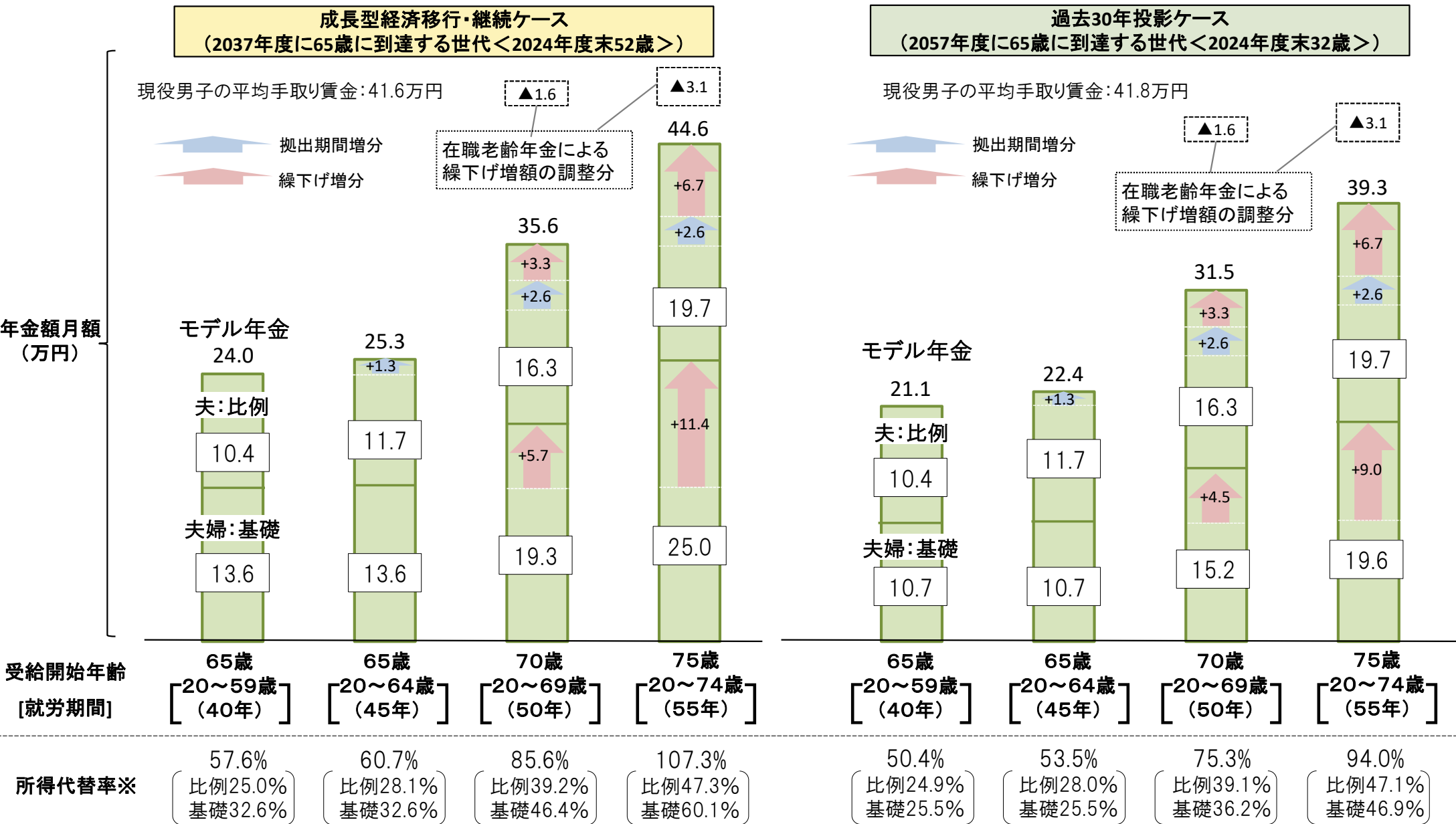
成長型経済移行・継続ケース、 過去30年投影ケース	令和6(2024)年		2030年		2040年		2050年		2060年	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	56	9.1%	64～61	8.8%～9.3%	86～70	8.8%～10.0%	119～75	9.3%～10.4%	160～78	9.7%～10.4%
負担額	56	9.2%	66～60	9.1%～9.3%	86～63	8.8%～9.1%	111～64	8.7%～8.9%	144～66	8.7%
保険料負担	43	7.0%	51～46	7.0%	66～47	6.8%	83～48	6.6%	108～50	6.5%～6.6%
国庫負担	13	2.2%	15～14	2.1%～2.2%	20～16	2.0%～2.3%	27～16	2.1%～2.2%	36～16	2.2%～2.1%
(参考)名目GDP	615	・	729～652	・	978～695	・	1,272～722	・	1,653～750	・

※ 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）
※ GDPは、2033年度までは内閣府「中長期の経済財政に関する試算(R6.1)」、2034年度以降は「年金財政における経済前提に関する専門委員会」のマクロ経済に関する試算に基づき設定
（2034年度以降30年間平均の実質経済成長率は、成長型経済移行・継続ケース：1.1%、過去30年投影ケース：▲0.1%）

就労延長と受給開始時期の繰り下げ効果

個人の選択によって就労延長し受給開始時期を繰り下げた場合の年金水準

(現行制度：マクロ経済スライド調整終了年度に65歳に到達する世代)



※所得代替率は、65歳時点における現役男子の平均手取り賃金に対する年金額(実質)の比率

注1: 年金額は物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注3: モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となるとして試算。(なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。)

現在と同じ所得代替率を確保できる受給開始時期の選択

- 現在20歳の世代は、66歳10月まで就労し、繰下げ受給を選択して年金を増額すれば、現行制度のままでも、現在(2024年度)の65歳の世代と同じ所得代替率61.2%を確保できる試算。

昭和34(1959)年度生
(2024年度 65歳)

平成16(2004)年度生
(2024年度 20歳)

モデル年金
(40年拠出)

モデル年金
(40年拠出)

就労延長により2024年度
の所得代替率(61.2%)
を確保する場合

所得代替率

61.2%

<過去30年投影
ケース>

50.4%

<過去30年投影ケース>

61.2%

受給開始時期

65歳

65歳

66歳10月

就労期間
(拠出期間)

40年
(20歳～59歳)

40年
(20歳～59歳)

46年10月
(20歳～66歳10月)

平均受給期間

22年7月
(65歳～87歳7月)

25年9月
(65歳～90歳9月)

23年11月
(66歳10月～90歳9月)

約3年延長(平均余命の伸び)

約1年延長

<参考>

2024年度で20歳の世代について、

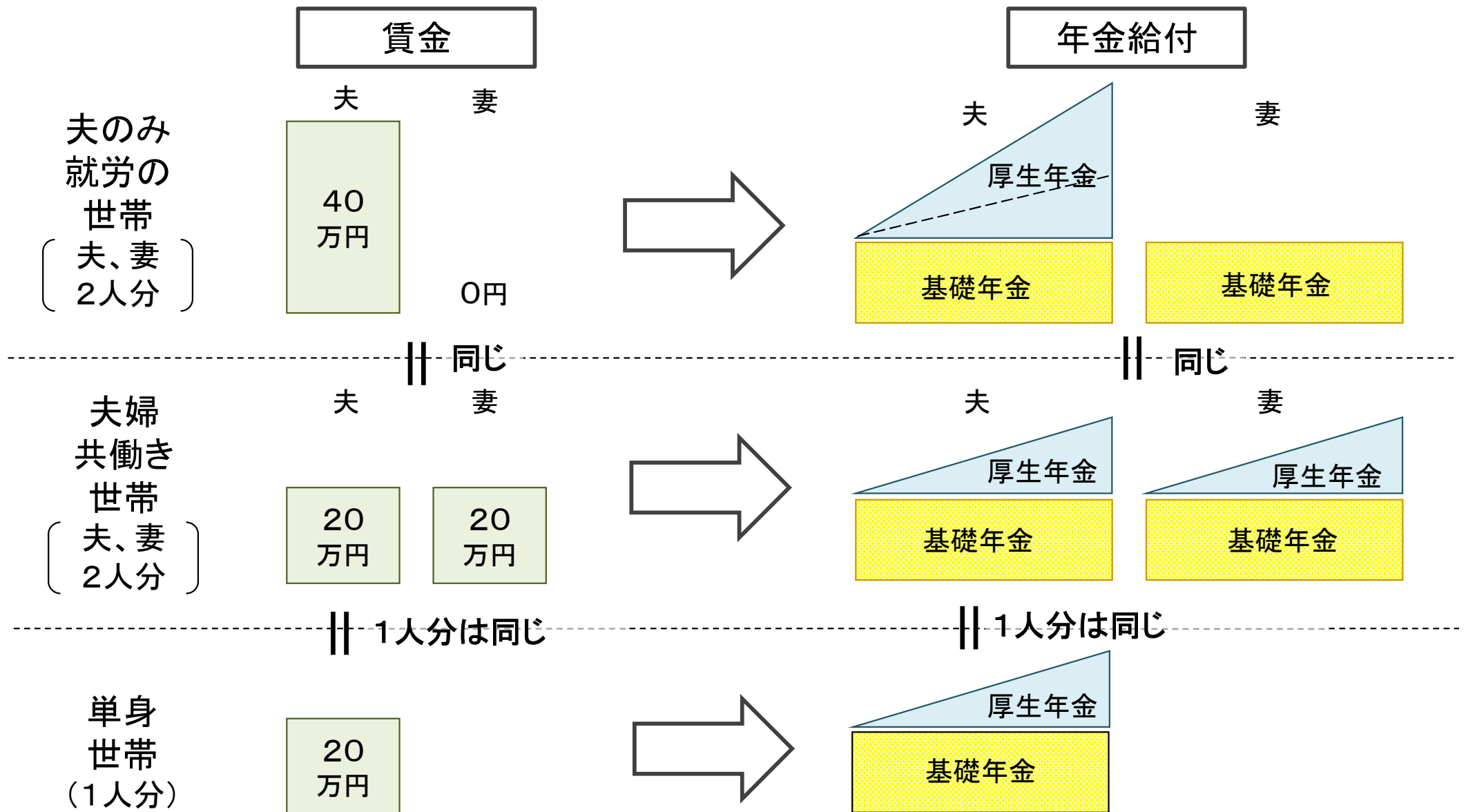
① 成長型経済移行・継続ケース(所得代替率57.6%)では、65歳まで就労した場合の所得代替率は60.7%、66歳まで就労し繰下げ受給を選択すると所得代替率は65.7%となり、足下の所得代替率61.2%を上回る。

② 適用拡大、拠出期間の延長及び調整期間の一致の制度改正を全て行った場合、65歳まで就労すれば、所得代替率は、成長型経済移行・継続ケースでは68.8%、過去30年投影ケースでは63%台であり、足下の所得代替率61.2%を上回る。

多様な世帯類型における所得代替率

公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

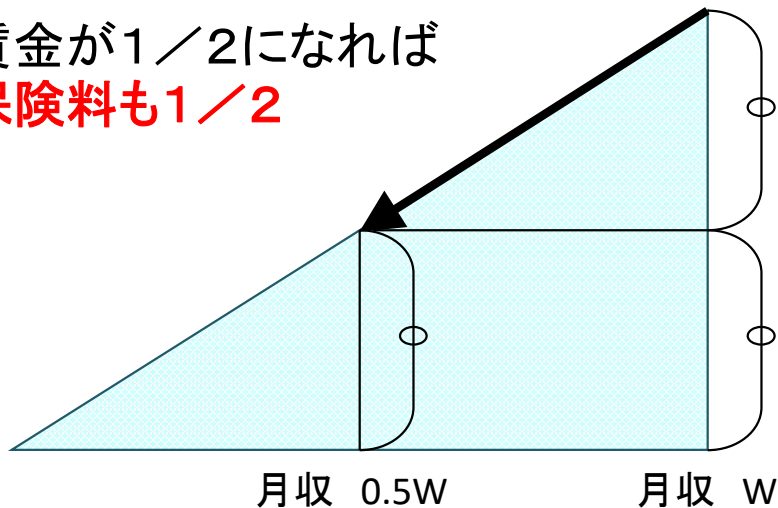
公的年金の所得再分配機能

- 厚生年金制度は、2階建て構造(1階部分が定額)であるため、保険料や国庫負担による所得再分配機能を持つ。

(賃金水準が $1/2$ になれば、保険料は $1/2$ になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は $1/2$ よりも大きい。)

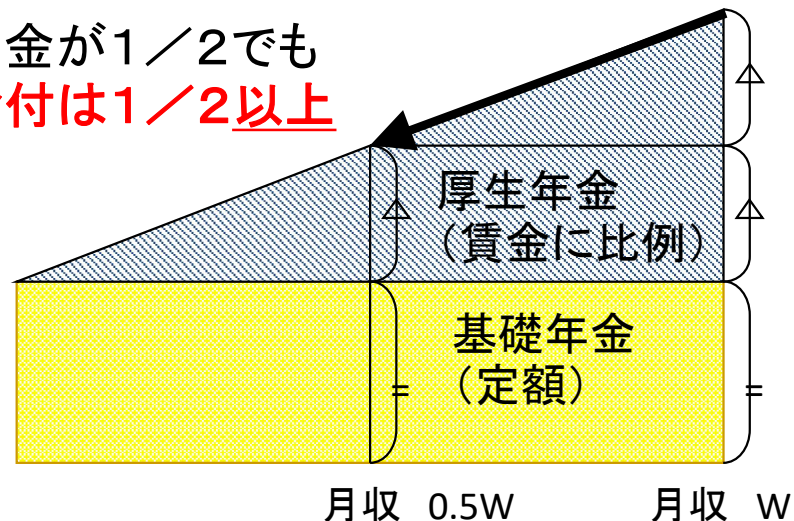
保険料 = 賃金に比例

賃金が1/2になれば
保険料も1/2



給付 = 厚生年金(賃金に比例) + 基礎年金(定額)

賃金が1/2でも
給付は1/2以上



個々の世帯(個人)で見れば、現役時代の賃金の差に比べ、年金額の差は小さい

- ## ○ 賃金と年金額の関係性

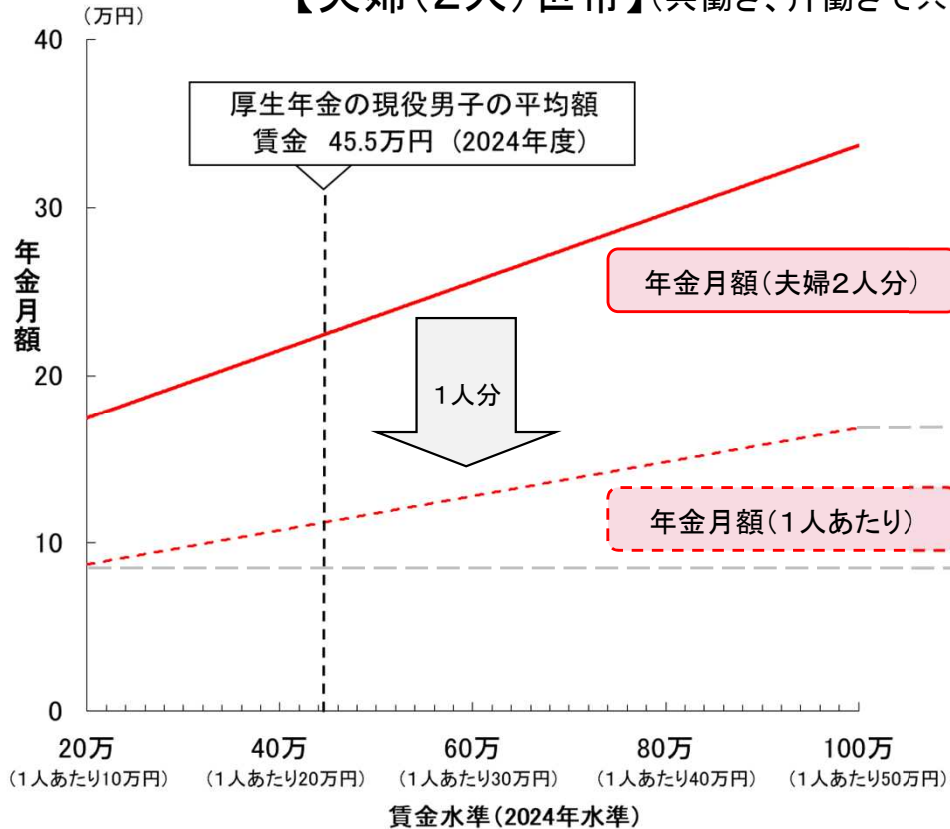
賃 金	40万円	20万円
年金額 (基礎+厚年)	14.9万円	10.9万円

※ 年金額は、被保険者期間40年、給付乗率
5.481/1000と仮定し、令和6年度に65歳に到達
し老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始
する者について計算したもの。

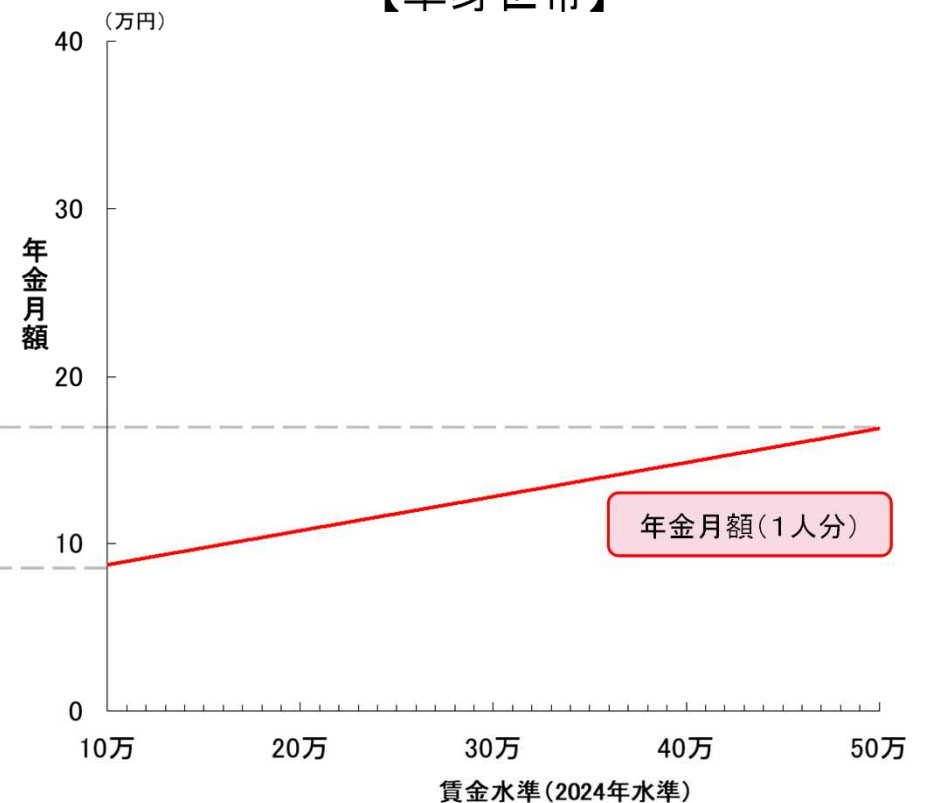
賃金水準別の年金月額 <現在(2024年度)>

- 夫婦(2人)世帯と単身世帯のどちらであっても、1人あたりの賃金と同じであれば1人あたりの年金額も同じになる。
- 年金額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

【夫婦(2人)世帯】(共働き、片働きで共通)



【単身世帯】



○夫婦(2人)世帯

(万円)

賃金	(1人あたり)	年金月額	(1人あたり)
20	(10)	17.5	(8.7)
40	(20)	21.5	(10.8)
60	(30)	25.6	(12.8)
80	(40)	29.6	(14.8)
100	(50)	33.7	(16.8)

○単身世帯

(万円)

賃金	年金月額
10	8.7
20	10.8
30	12.8
40	14.8
50	16.8

1人あたりの賃金と同じであれば
1人あたりの年金額も同じ

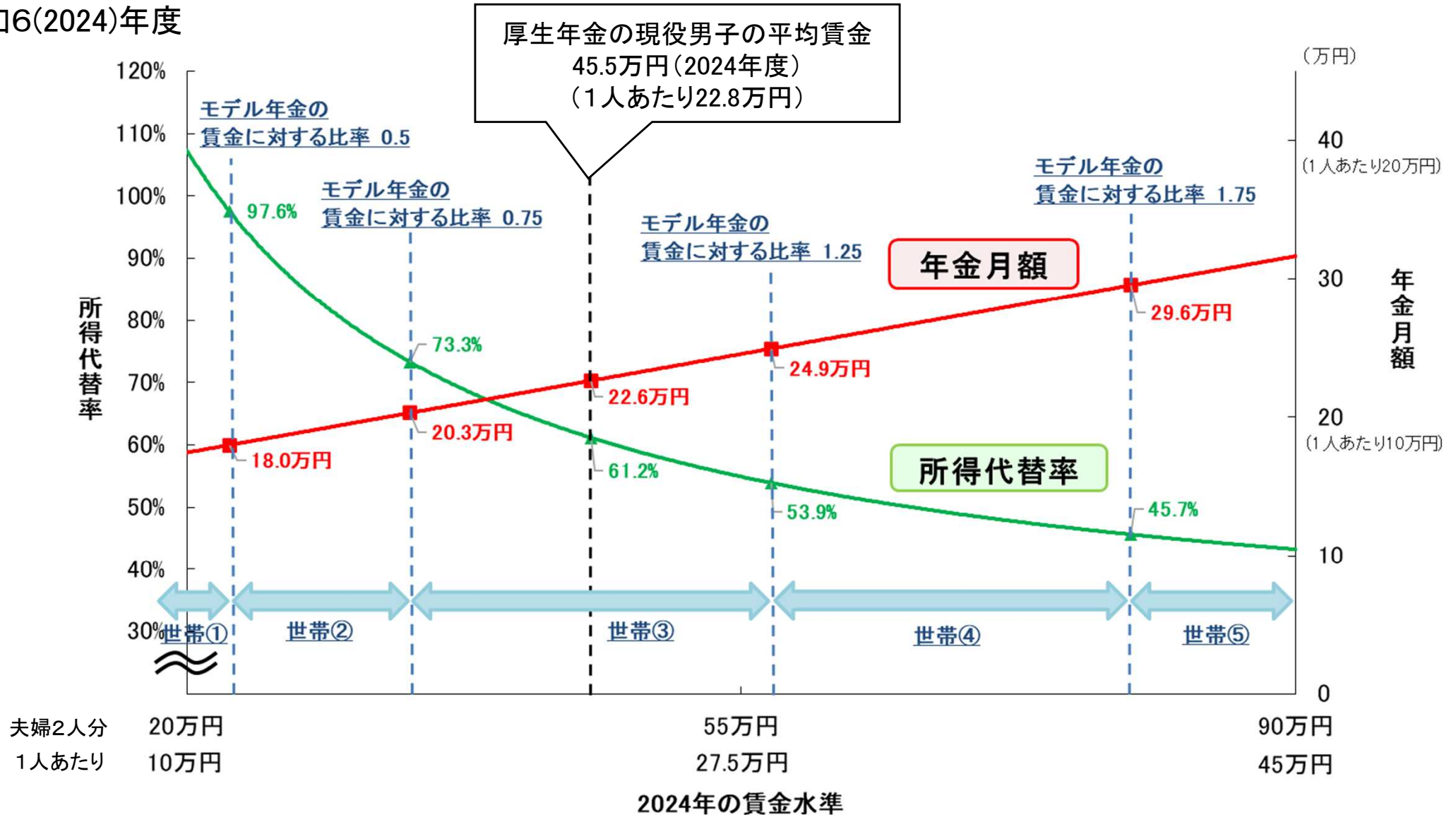


注: 年金月額は、新規裁定者の水準であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

賃金水準別(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2024年度)>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5, 0.75, 1.25, 1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

令和6(2024)年度



注1: 年金月額は、新規裁定者の水準であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

注2: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

賃金水準(1人あたり)に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成(2022年)

— 2022年国民生活基礎調査を用いた分析 —

国民生活基礎調査により得られる賃金収入額を用いて、

- 第2号被保険者含む世帯の世帯構成別に賃金水準をみると、例えば夫婦世帯では、共働き世帯で賃金水準の高い階層の割合は高くなっているが、共働き世帯でも賃金水準の低い階層、片働き世帯でも賃金水準の高い階層に属している世帯は存在。
- 夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外の就労形態の者は賃金水準の高い階層より低い階層で割合が高くなっており、仮にこの賃金水準が続いた場合の年金の現役時賃金に対する比率は、厚生年金の所得再分配効果によってモデル年金より高水準となる。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円(注)

(注)税・社会保険料控除前の賃金は45.5万円

				世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤
賃金水準 (モデル年金の賃金に対する比率)				～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.75 倍 ～ 1.25 倍 モデル年金に近い水準	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～
賃金 夫婦 2 人分 (単身又は 1 人分)				～ 22.8 万円未満 (～ 11.4 万円未満)	22.8 万円～ 34.1 万円 (11.4 万円～ 17.1 万円)	34.1 万円～ 56.9 万円 (17.1 万円～ 28.4 万円)	56.9 万円～ 79.6 万円 (28.4 万円～ 39.8 万円)	79.6 万円以上～ (39.8 万円以上～)
年金月額 夫婦 2 人分 (2024年度) (単身又は 1 人分)				～ 18.0 万円未満 (～ 9.0 万円未満)	18.0 万円～ 20.3 万円 (9.0 万円～ 10.2 万円)	20.3 万円～ 24.9 万円 (10.2 万円～ 12.5 万円)	24.9 万円～ 29.6 万円 (12.5 万円～ 14.8 万円)	29.6 万円以上～ (14.8 万円以上～)
年金/現役時賃金 (手取り)				～ 97.6%	97.6% ～ 73.3%	73.3% ～ 53.9%	53.9% ～ 45.7%	45.7% ～
			計 【世帯類型別 構成割合】					
夫婦世帯 の 世帯構成	共働き 世帯	共に正規で就労	100% 【26%】	0%	1%	18%	34%	47%
		共に正規以外で就労	100% 【2%】	14%	28%	45%	11%	1%
		正規と正規以外で就労	100% 【15%】	0%	4%	39%	29%	27%
	片働き 世帯 計	正規で就労	100% 【53%】	4%	12%	40%	28%	15%
		正規以外で就労	100% 【4%】	35%	35%	23%	4%	4%
			100% 【100%】	4%	9%	34%	29%	24%
単身世帯 の 世帯構成	男性	正規で就労	100% 【48%】	3%	3%	15%	22%	58%
		正規以外で就労	100% 【10%】	17%	17%	44%	14%	8%
	女性	正規で就労	100% 【30%】	6%	5%	33%	26%	30%
		正規以外で就労	100% 【12%】	17%	29%	41%	10%	4%
	計		100% 【100%】	7%	8%	26%	21%	38%

注1: 世帯の構成は、2022年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、国民年金第3号被保険者の賃金は0とみなしている。単身世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。

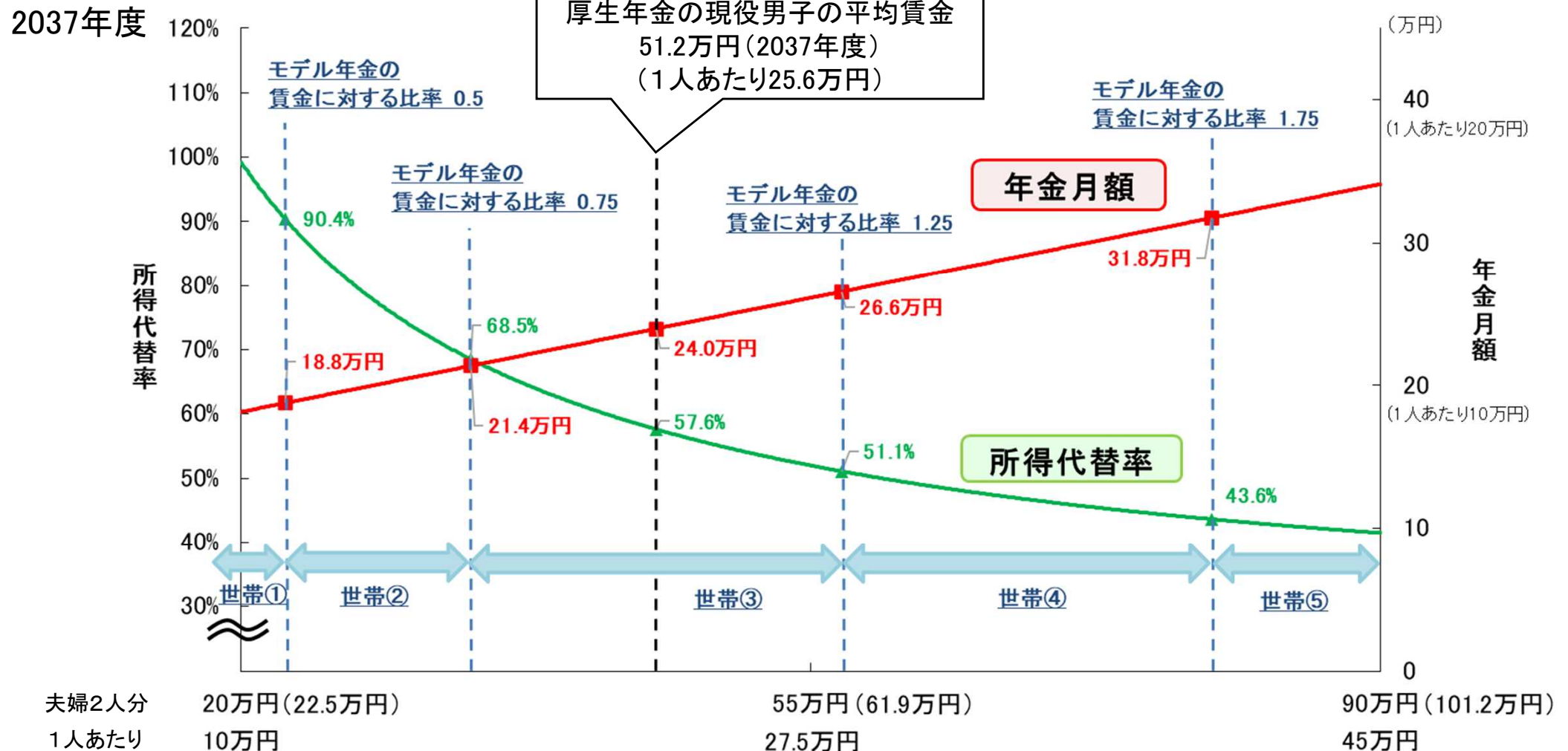
注2: 世帯構成は、2022年国民生活基礎調査(所得は2021年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

注3: 表の賃金は、税・社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

賃金水準別(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率

<成長型経済移行・継続ケース: 2037年度>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5, 0.75, 1.25, 1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



2024年の賃金水準(2037年の賃金水準)

注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

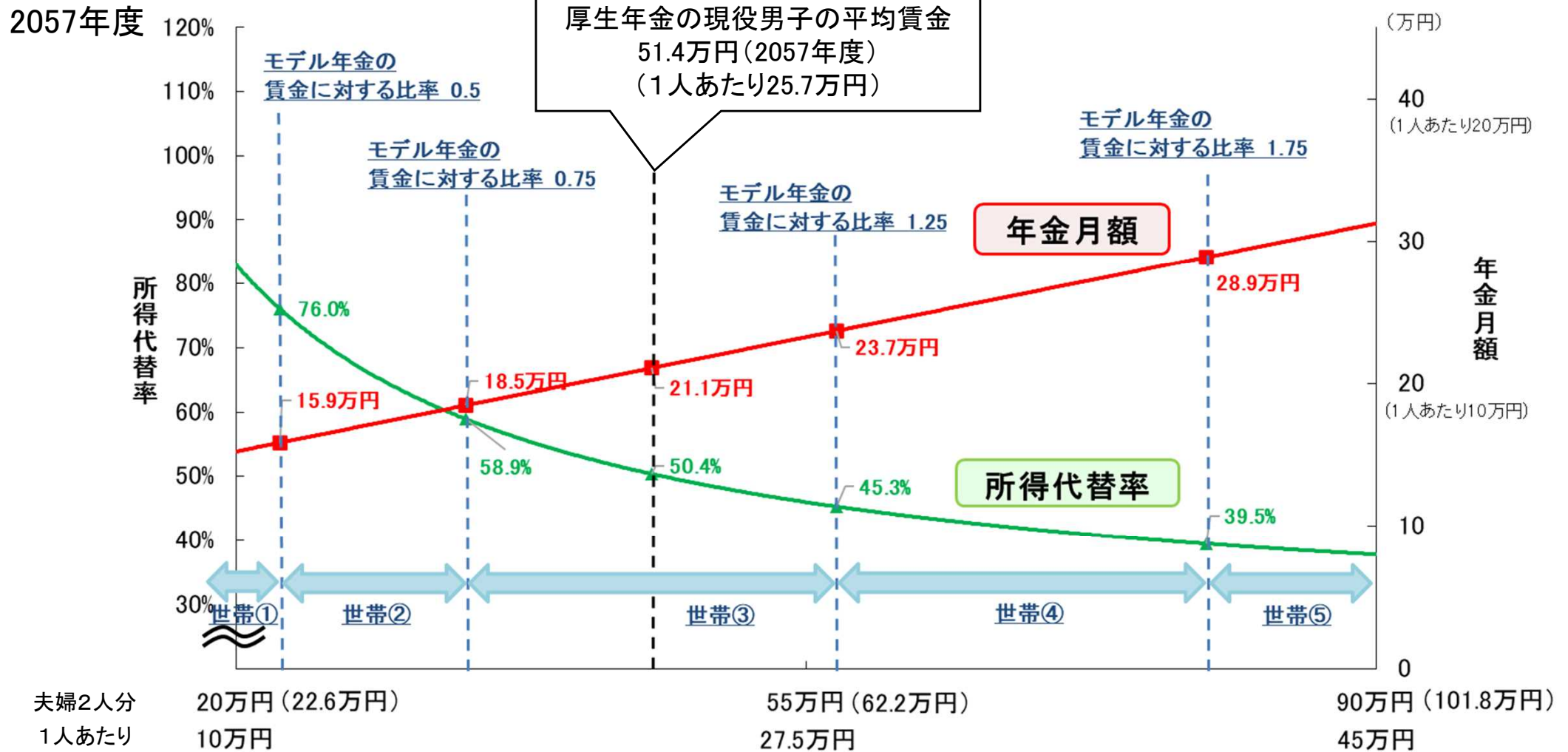
注2: 2037年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。

注3: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

賃金水準別(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率

<過去30年投影ケース: 2057年度>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5, 0.75, 1.25, 1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。**



2024年の賃金水準(2057年の賃金水準)

注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

注2: 2057年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。

注3: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

生年度別に見た年金受給後のモデル年金の見通し
(令和6(2024)年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人 経済:成長型経済移行・継続ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1% (1.8%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	57.6%	32.6%	25.0%
給付水準の調整終了年度	2037	2037	調整なし

基礎年金の調整終了
(2037年度)

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	37.0	38.2	39.8	42.9	46.2	49.7	53.6	57.7	62.2	67.0	72.2	77.7	83.7
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	22.6 61.2% (65歳)	22.3 <58.4%> (70歳)	21.7 <54.6%> (75歳)	21.3 <49.7%> (80歳)	21.3 <46.1%> (85歳)	22.9 <46.1%> (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		23.0 60.3% (65歳)	22.4 <56.4%> (70歳)	22.0 <51.3%> (75歳)	22.0 <47.6%> (80歳)	22.9 <46.1%> (85歳)	24.7 <46.1%> (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			23.4 58.8% (65歳)	22.9 <53.5%> (70歳)	22.9 <49.6%> (75歳)	22.9 <46.1%> (80歳)	24.7 <46.1%> (85歳)	26.6 <46.1%> (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				24.7 57.6% (65歳)	24.7 <53.5%> (70歳)	24.7 <49.6%> (75歳)	24.7 <46.1%> (80歳)	26.6 <46.1%> (85歳)	28.7 <46.1%> (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					26.6 57.6% (65歳)	26.6 <53.5%> (70歳)	26.6 <49.6%> (75歳)	26.6 <46.1%> (80歳)	28.7 <46.1%> (85歳)	30.9 <46.1%> (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						28.7 57.6% (65歳)	28.7 <53.5%> (70歳)	28.7 <49.6%> (75歳)	28.7 <46.1%> (80歳)	30.9 <46.1%> (85歳)	33.3 <46.1%> (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							30.9 57.6% (65歳)	30.9 <53.5%> (70歳)	30.9 <49.6%> (75歳)	30.9 <46.1%> (80歳)	33.3 <46.1%> (85歳)	35.8 <46.1%> (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								33.3 57.6% (65歳)	33.3 <53.5%> (70歳)	33.3 <49.6%> (75歳)	33.3 <46.1%> (80歳)	35.8 <46.1%> (85歳)	38.6 <46.1%> (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。
(注3) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
(注5) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し
(令和6(2024)年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人 経済:成長型経済移行・継続ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1% (1.8%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	57.6%	32.6%	25.0%
給付水準の調整終了年度	2037	2037	調整なし

基礎年金の調整終了
(2037年度)

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.2 (75歳)	6.0 (80歳)	6.0 (85歳)	6.5 (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		6.7 (65歳)	6.4 (70歳)	6.2 (75歳)	6.2 (80歳)	6.5 (85歳)	7.0 (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.5 (75歳)	6.5 (80歳)	7.0 (85歳)	7.5 (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				7.0 (65歳)	7.0 (70歳)	7.0 (75歳)	7.0 (80歳)	7.5 (85歳)	8.1 (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					7.5 (65歳)	7.5 (70歳)	7.5 (75歳)	7.5 (80歳)	8.1 (85歳)	8.7 (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						8.1 (65歳)	8.1 (70歳)	8.1 (75歳)	8.1 (80歳)	8.7 (85歳)	9.4 (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							8.7 (65歳)	8.7 (70歳)	8.7 (75歳)	8.7 (80歳)	9.4 (85歳)	10.2 (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								9.4 (65歳)	9.4 (70歳)	9.4 (75歳)	9.4 (80歳)	10.2 (85歳)	10.9 (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
(注3) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

生年度別に見た年金受給後のモデル年金の見通し
(令和6(2024)年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人 経済:過去30年投影ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	-0.1% (0.7%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	50.4%	25.5%	24.9%
給付水準の調整終了年度	2057	2057	2026

報酬比例の調整終了
(2026年度)

基礎年金の調整終了
(2057年度)

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	37.0	37.0	37.3	38.2	39.2	40.2	41.2	42.2	43.3	44.4	45.5	46.7	47.8
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	22.6 61.2% (65歳)	22.2 <60.0%> (70歳)	21.7 <58.2%> (75歳)	21.2 <55.5%> (80歳)	20.7 <52.9%> (85歳)	20.3 <50.5%> (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		22.3 60.1% (65歳)	21.8 <58.3%> (70歳)	21.3 <55.6%> (75歳)	20.8 <53.1%> (80歳)	20.3 <50.6%> (85歳)	19.9 <48.3%> (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			21.8 58.6% (65歳)	21.4 <55.9%> (70歳)	20.9 <53.3%> (75歳)	20.4 <50.8%> (80歳)	20.0 <48.5%> (85歳)	19.8 <46.9%> (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				21.7 56.7% (65歳)	21.2 <54.1%> (70歳)	20.8 <51.6%> (75歳)	20.3 <49.3%> (80歳)	20.1 <47.7%> (85歳)	20.1 <46.5%> (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					21.4 54.7% (65歳)	21.0 <52.2%> (70歳)	20.6 <49.9%> (75歳)	20.4 <48.2%> (80歳)	20.4 <47.0%> (85歳)	20.4 <45.9%> (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						21.2 52.9% (65歳)	20.8 <50.5%> (70歳)	20.6 <48.8%> (75歳)	20.6 <47.6%> (80歳)	20.6 <46.4%> (85歳)	20.6 <45.3%> (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							21.1 51.1% (65歳)	20.9 <49.4%> (70歳)	20.9 <48.2%> (75歳)	20.9 <47.0%> (80歳)	20.9 <45.9%> (85歳)	20.9 <44.7%> (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								21.3 50.4% (65歳)	21.3 <49.2%> (70歳)	21.3 <47.9%> (75歳)	21.3 <46.8%> (80歳)	21.3 <45.6%> (85歳)	21.3 <44.5%> (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) □ 内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。
(注3) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
(注5) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し
(令和6(2024)年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人 経済:過去30年投影ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	-0.1% (0.7%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	50.4%	25.5%	24.9%
給付水準の調整終了年度	2057	2057	2026

基礎年金の調整終了
(2057年度)

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.3 (75歳)	6.0 (80歳)	5.8 (85歳)	5.5 (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		6.5 (65歳)	6.3 (70歳)	6.0 (75歳)	5.8 (80歳)	5.6 (85歳)	5.3 (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			6.3 (65歳)	6.0 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	5.4 (85歳)	5.3 (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.6 (75歳)	5.4 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					5.8 (65歳)	5.6 (70歳)	5.4 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						5.6 (65歳)	5.4 (70歳)	5.3 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							5.4 (65歳)	5.3 (70歳)	5.3 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								5.4 (65歳)	5.4 (70歳)	5.4 (75歳)	5.4 (80歳)	5.4 (85歳)	5.4 (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。

(注2) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

(注3) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

公的年金の給付と財源の内訳(バランスシート)

公的年金の給付と財源の内訳

- 公的年金制度では、年金給付に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄う「賦課方式」を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用する財政方式を採用している。このため、保険料と国庫負担が財源の中心であり、積立金は補助的な役割となっている。
- 具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」の3つの財源により賄われている。そこで、おおむね100年間の財政均衡期間における年金給付とその財源について、年度別にどのような構成割合となっているかを示すとともに、現時点（2024年度）の価格に換算した一時金で表してその規模を示す。
- なお、将来の金額の現時点の価格への換算に当たっては、「運用利回りによる換算」と「賃金上昇率による換算」の2通りの換算結果を示している。
 - ※ 運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができ、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。
 - ※ 仮に公的年金を積立方式で運用するとした場合、現役世代は自身の将来の給付に充てる積立金を積み立てるための保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち、現有積立金や国庫負担で賄われていない分についても負担する必要がある。この負担をいわゆる二重の負担と呼んでおり、運用利回りによる換算結果においては、この二重の負担についてもあわせて示している。

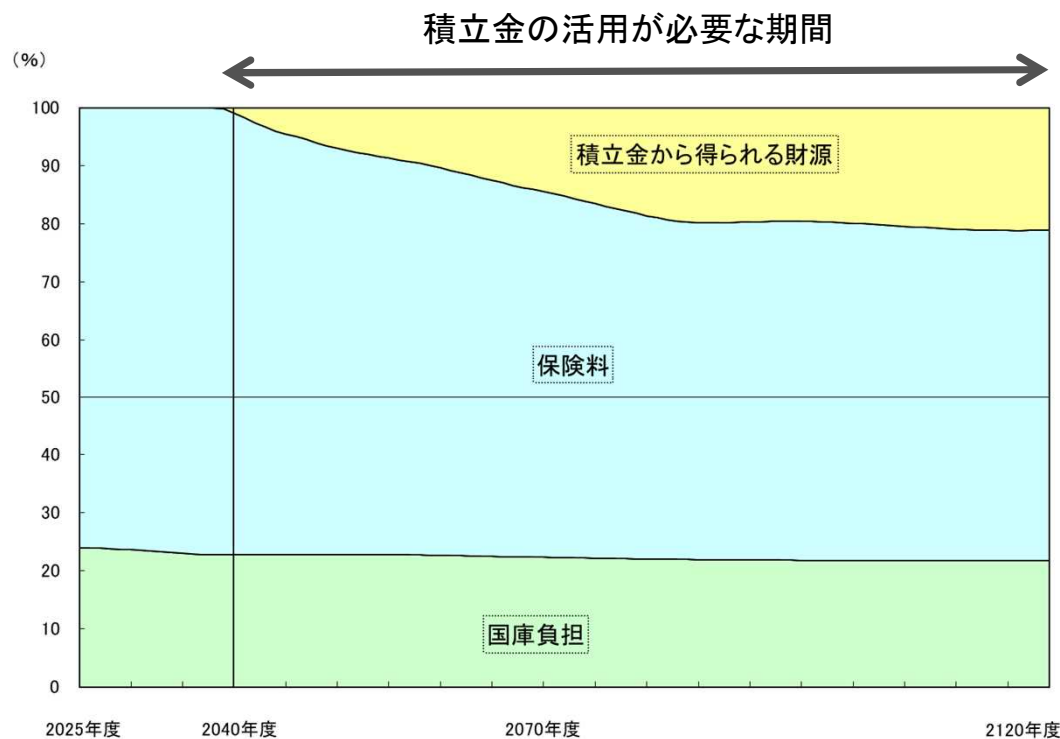
公的年金の財源と給付の内訳(年度別の構成割合) <成長型経済移行・継続ケース>

【厚生年金＋国民年金】 令和6(2024)年財政検証 <経済:成長型経済移行・継続 人口:中位推計>

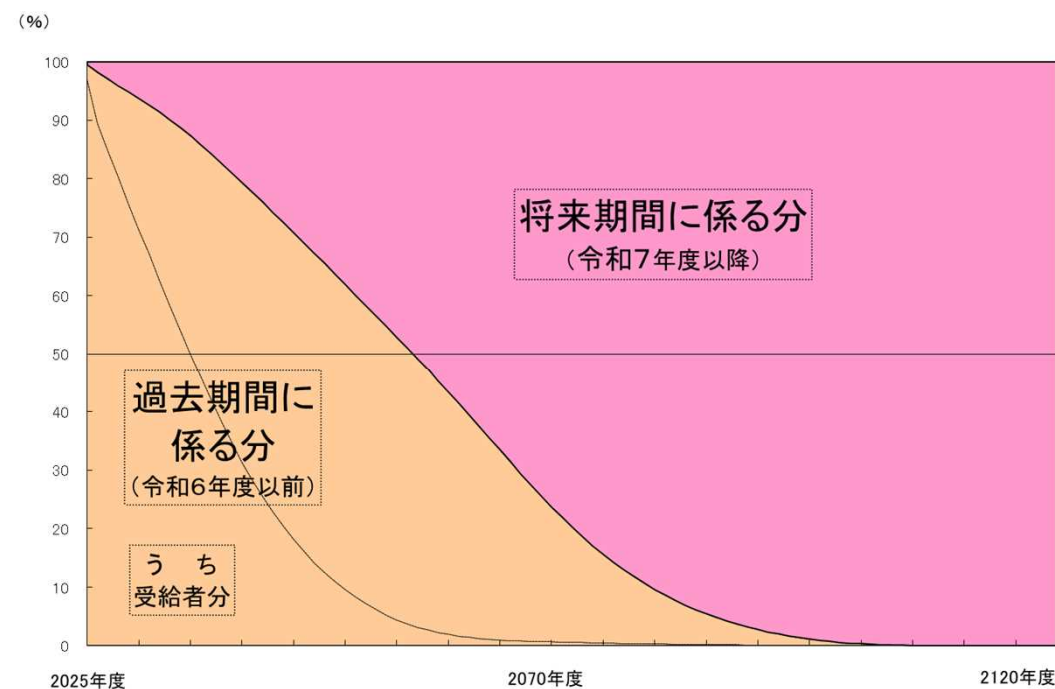
長期の経済前提

- ・物価上昇率 2.0%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.5%
- ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

<年度別の財源の構成割合>



<年度別の給付の構成割合>



公的年金の財源と給付の内訳(バランスシート<運用利回りによる一時金換算>)

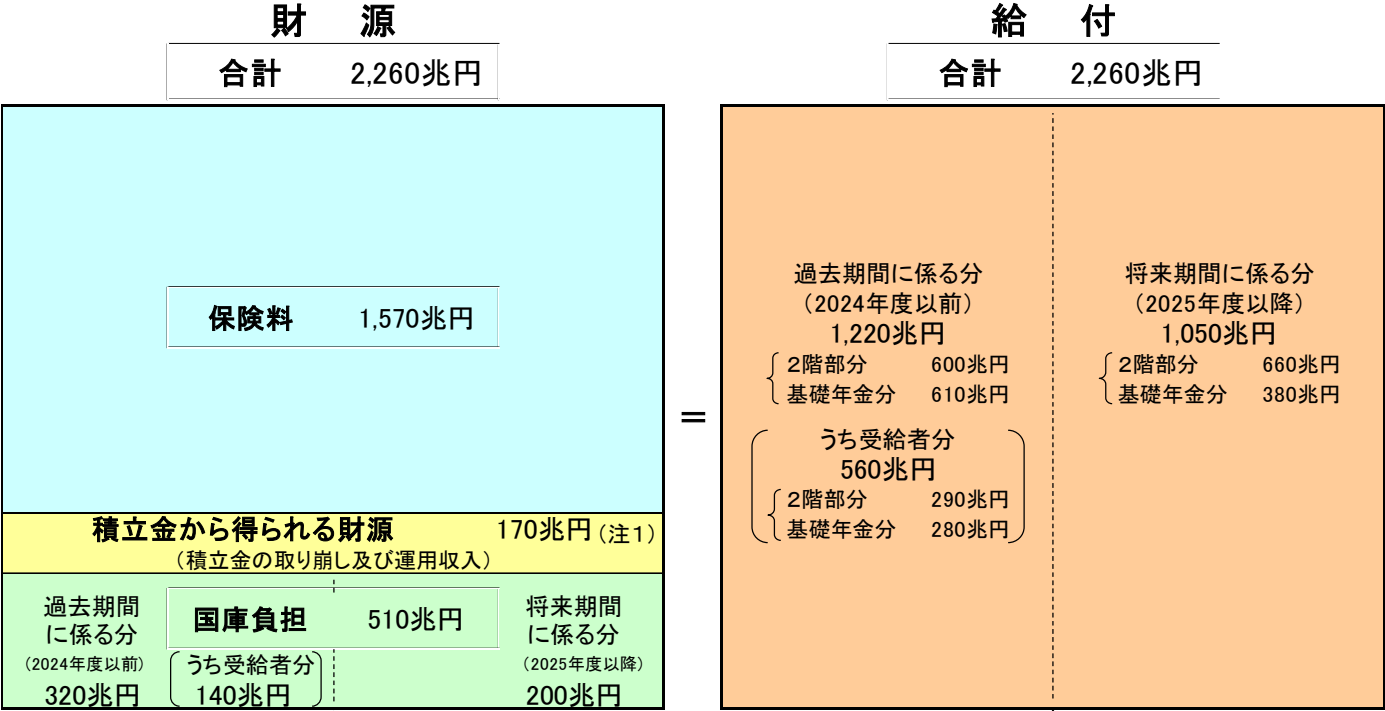
<成長型経済移行・継続ケース>

【厚生年金＋国民年金】 令和6(2024)年財政検証<経済:成長型経済移行・継続 人口:中位推計>

長期の経済前提

- ・物価上昇率 2.0%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.5%
- ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(2024年度)の価格に換算して一時金で表したもの



※ いわゆる二重の負担の額 = 過去期間に係る給付 (600兆円) - 過去期間に係る国庫負担 (320兆円) = 積立金から得られる財源 (300兆円) (注2)

注1:成長型経済移行・継続ケースでは、報酬比例部分について積立金を全て活用しなくても足下の給付水準を維持することが可能であり、財政均衡期間最終年度(2120年度)において約130兆円(2024年度価格)の積立金を残している
注2:いわゆる二重の負担の額は、財政均衡期間最終年度(2120年度)において残った積立金130兆円(2024年度価格)も活用する前提で計算している

<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源（合計 2,140）		給付（合計 2,140）		財源（合計 120）		給付（合計 120）	
保険料 1,540		過去期間分 1,140		保険料 30		過去期間分 70 将来期間分 50	
積立金 160		将来期間分 1,000		積立金 10			
国庫負担 440		2階部分 600 基礎年金 540		国庫負担 70			
過去期間分 270 （受給者分 120）		2階部分 660 基礎年金 340		過去期間分 40 将来期間分 30 （受給者分 20）			
		（受給者分 530） 2階部分 280 基礎年金 240					

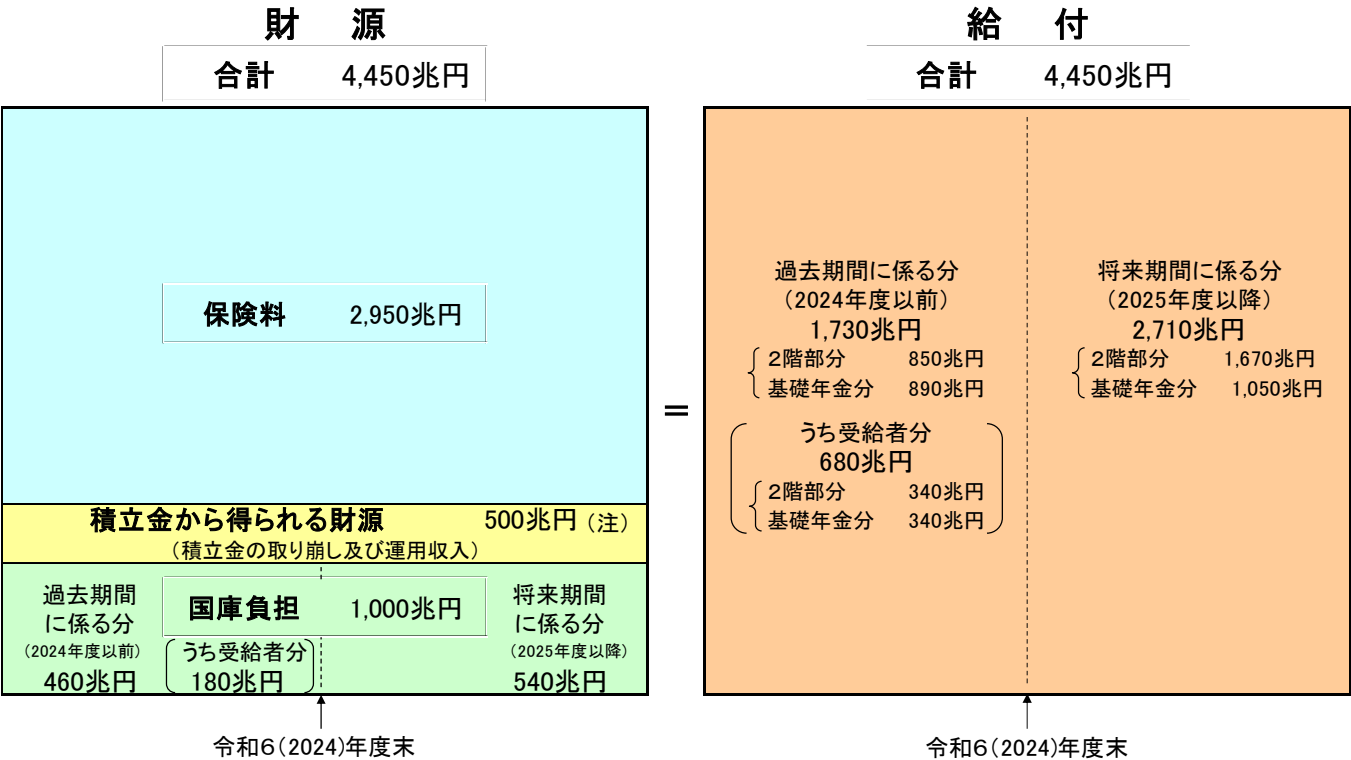
公的年金の財源と給付の内訳(バランスシート<賃金上昇率による一時金換算>)

<成長型経済移行・継続ケース>

【厚生年金＋国民年金】 令和6(2024)年財政検証<経済:成長型経済移行・継続 人口:中位推計>

- 長期の経済前提
- ・物価上昇率 2.0%
 - ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.5%
 - ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(2024年度)の価格に換算して一時金で表したもの



注:成長型経済移行・継続ケースでは、報酬比例部分について積立金を全て活用しなくても足下の給付水準を維持することが可能であり、財政均衡期間最終年度(2120年度)において約680兆円(2024年度価格)の積立金を残している

<厚生年金、国民年金別> 単位:兆円

厚生年金					国民年金				
財源（合計 4,220 ）			給付（合計 4,220 ）		財源（合計 230 ）			給付（合計 230 ）	
保険料 2,890			過去期間分 1,630		保険料 60			過去期間分 100 将来期間分 130	
積立金 470			将来期間分 2,590		積立金 30				
国庫負担 860			2階部分 840		国庫負担 140			過去期間分 100 〔受給者分 40〕	
過去期間分 390 （受給者分 150 ）			基礎年金 790		将来期間 80				
			2階部分 1,660						
			基礎年金 920						
			〔受給者分 640〕						
			〔2階部分 340〕		過去期間分 60 （受給者分 30 ）				
			〔基礎年金 300〕						

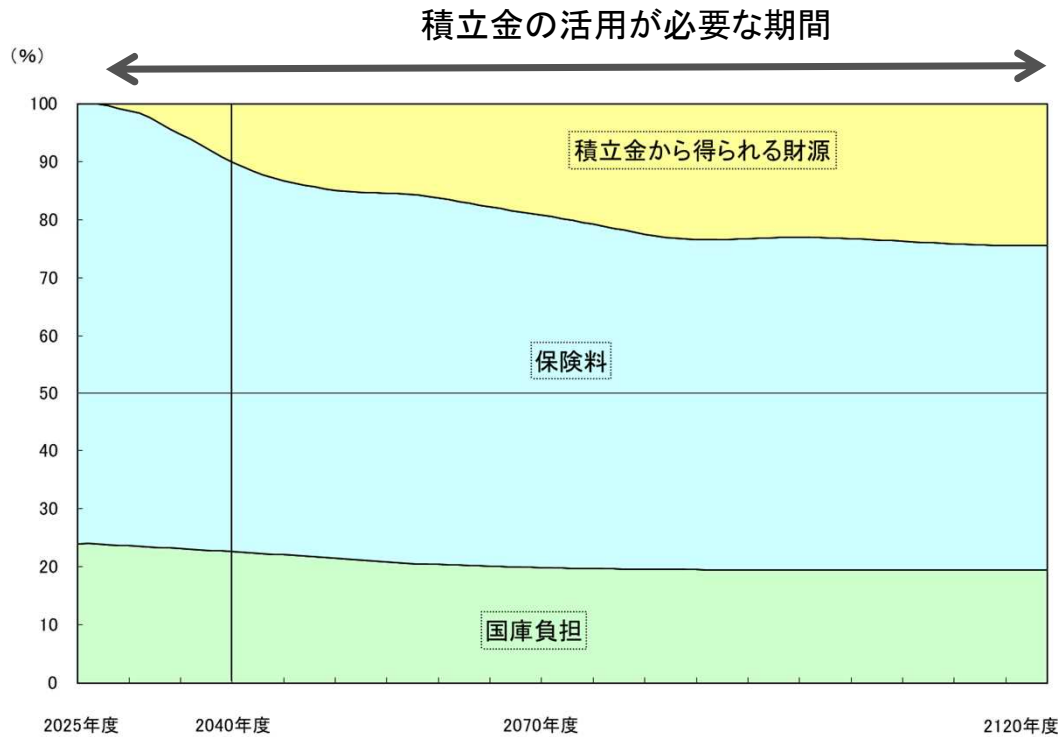
公的年金の財源と給付の内訳(年度別の構成割合) <過去30年投影ケース>

【厚生年金＋国民年金】 令和6(2024)年財政検証 <経済:過去30年投影 人口:中位推計>

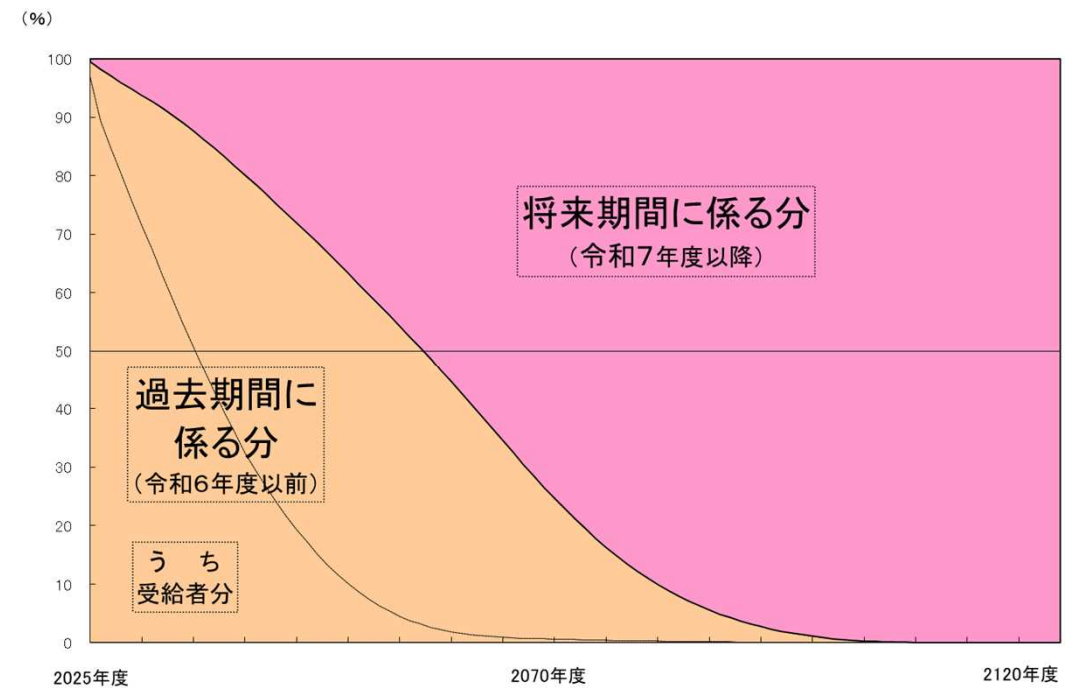
長期の経済前提

- ・物価上昇率 0.8%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 0.5%
- ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

<年度別の財源の構成割合>



<年度別の給付の構成割合>

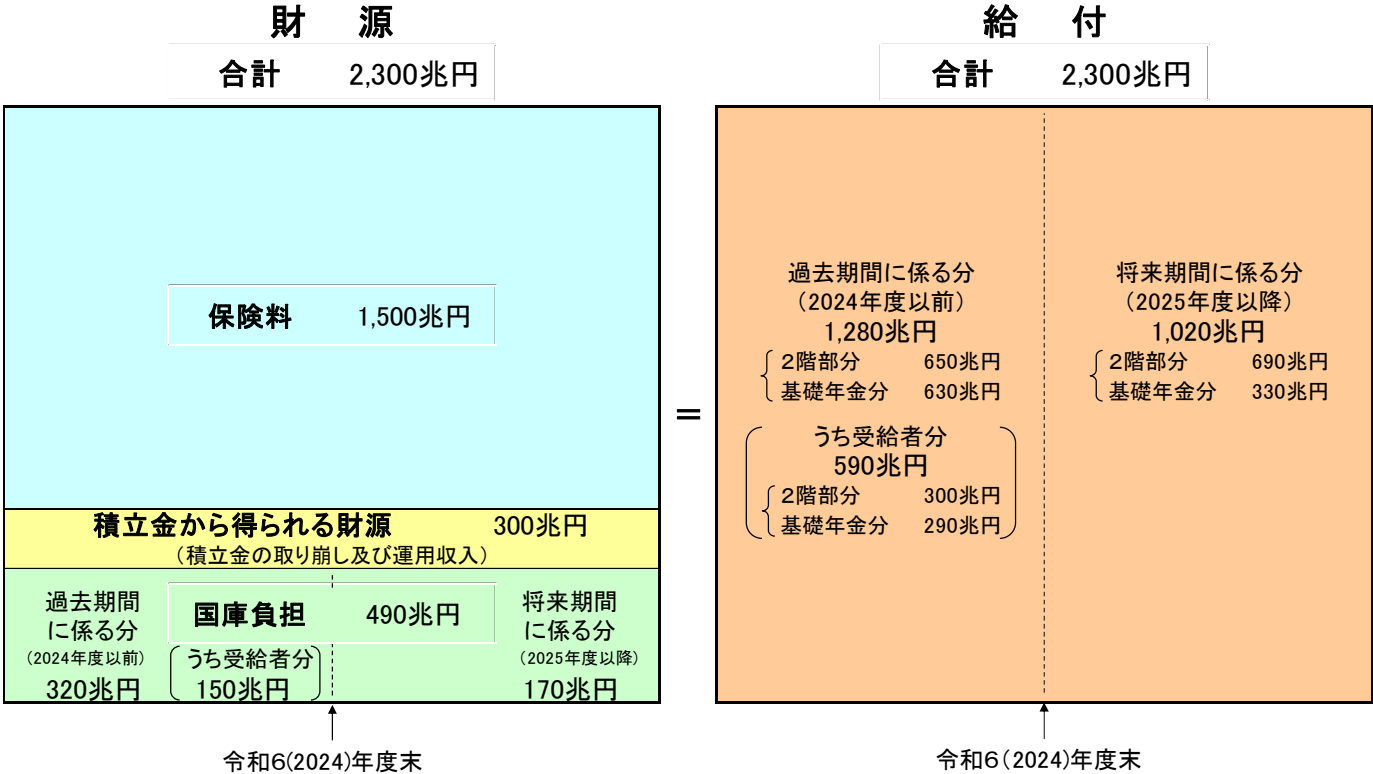


公的年金の財源と給付の内訳(バランスシート<運用利回りによる一時金換算>)
<過去30年投影ケース>

【厚生年金＋国民年金】 令和6(2024)年財政検証 <経済:過去30年投影 人口:中位推計>

- 長期の経済前提
- ・物価上昇率 0.8%
 - ・賃金上昇率(実質<対物価>) 0.5%
 - ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(2024年度)の価格に換算して一時金で表したもの



※ いわゆる二重の負担の額 = 過去期間に係る給付 - 過去期間に係る国庫負担 - 積立金から得られる財源
(650兆円) (1,280兆円) (320兆円) (300兆円)

<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源（合計 2,170 ）		給付（合計 2,170 ）		財源（合計 130 ）		給付（合計 130 ）	
保険料 1,470		過去期間分 1,190		保険料 40		過去期間分 80 将来期間分 50	
積立金 290		将来期間分 970		積立金 10			
国庫負担 420		2階部分 650 基礎年金 550		2階部分 690		国庫負担 80	
過去期間分 270 （受給者分 130 ）		将来期間分 140		過去期間分 50 （受給者分 20 ）		将来期間分 30	
		受給者分 550 2階部分 300 基礎年金 250		基礎年金 290			

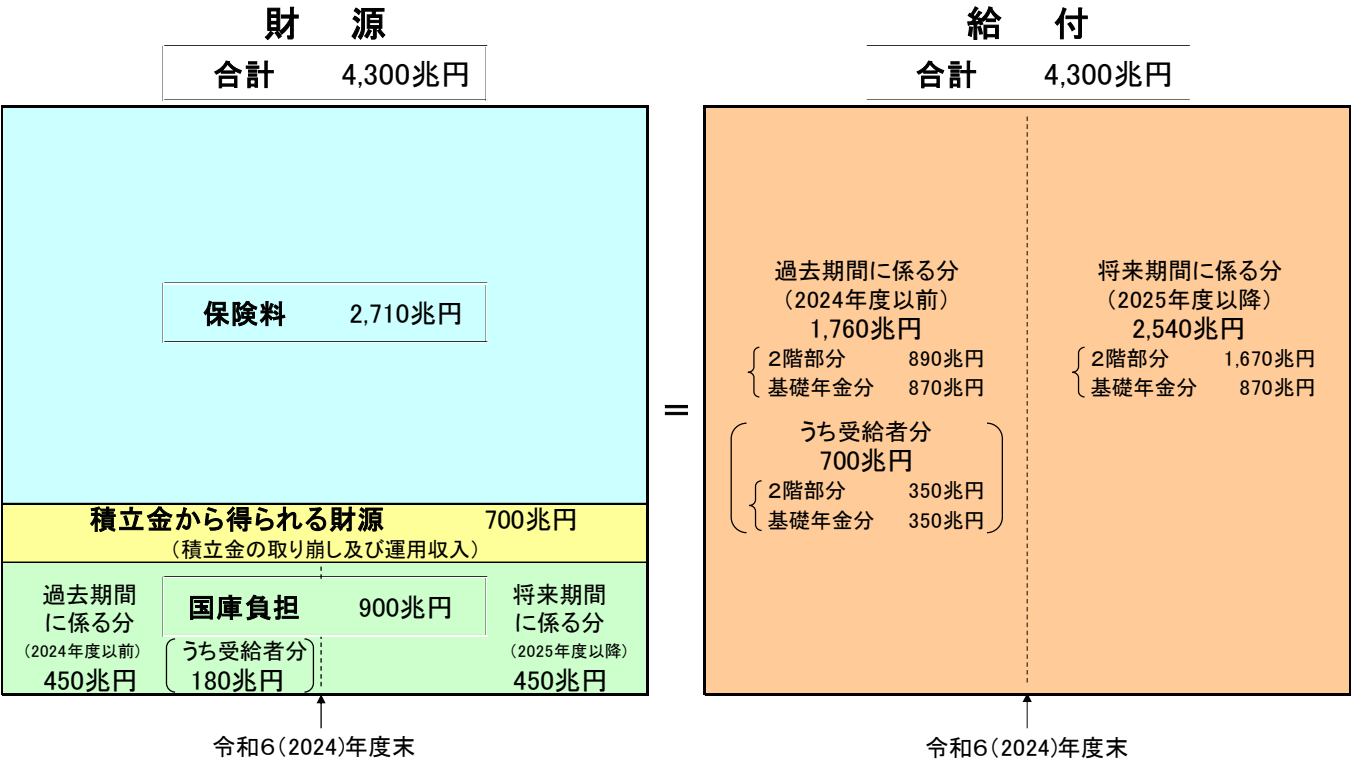
公的年金の財源と給付の内訳(バランスシート<賃金上昇率による一時金換算>)
<過去30年投影ケース>

【厚生年金＋国民年金】 令和6(2024)年財政検証 <経済:過去30年投影 人口:中位推計>

長期の経済前提

- ・物価上昇率 0.8%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 0.5%
- ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(2024年度)の価格に換算して一時金で表したもの



<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金					国民年金				
財源（合計 4,060 ）			給付（合計 4,060 ）		財源（合計 240 ）			給付（合計 240 ）	
保険料 2,640			過去期間分 1,640		保険料 70			過去期間分 110	将来期間分 120
積立金 670			{ 2階部分 890 将来期間分 2,420		積立金 30				
国庫負担 760			{ 基礎年金 750 { 2階部分 1,670		国庫負担 140				
過去期間分 380 将来期間分 380			{ 基礎年金 750		過去期間分 70 将来期間 80				
(受給者分 150)			{ 受給者分 650		(受給者分 30)			{ 受給者分 50 }	
			{ 2階部分 350						
			{ 基礎年金 300						

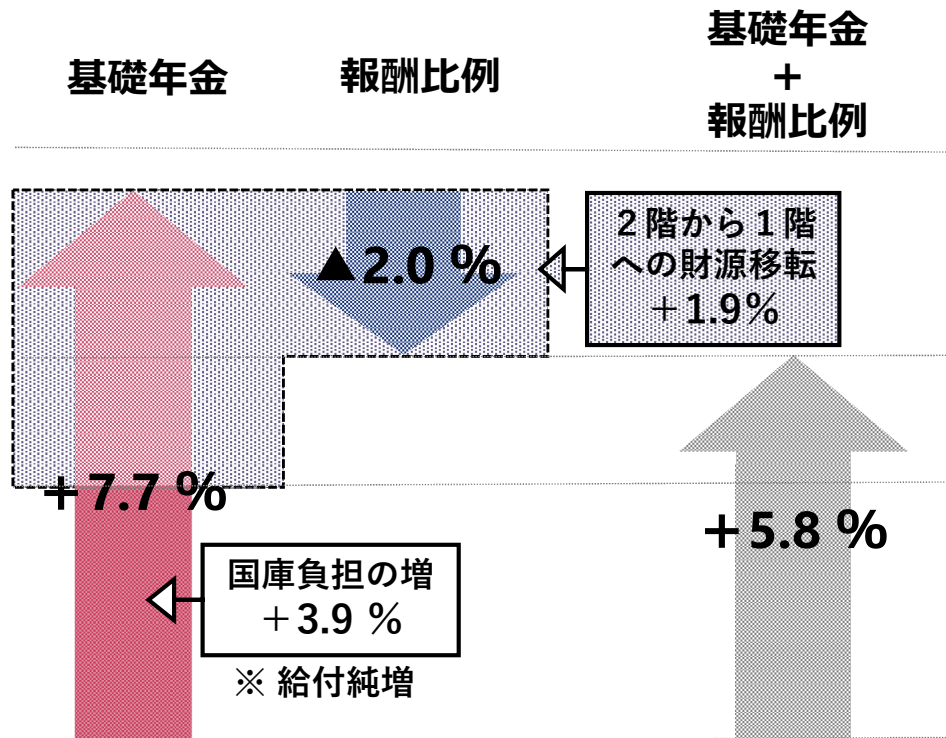
その他

調整期間一致に伴う給付水準の変化

所得代替率の変化（給付水準調整終了後）

※ 令和6（2024）年財政検証 過去30年投影ケース

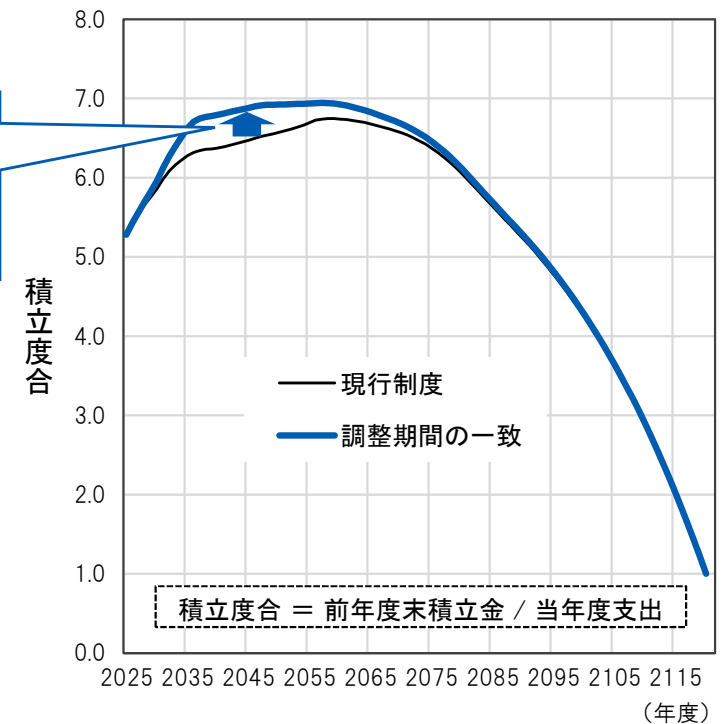
	現行制度		調整期間一致	
	50.4 %	→	56.2 %	[+ 5.8 %]
報酬比例	24.9 %	→	22.9 %	[▲ 2.0 %]
基礎年金	25.5 %	→	33.2 %	[+ 7.7 %]



足下世代の2階の財源が将来世代の1階の給付へ移転される影響により、積立度合は現行制度より上昇

世代間の分配の調整により将来の給付水準を確保

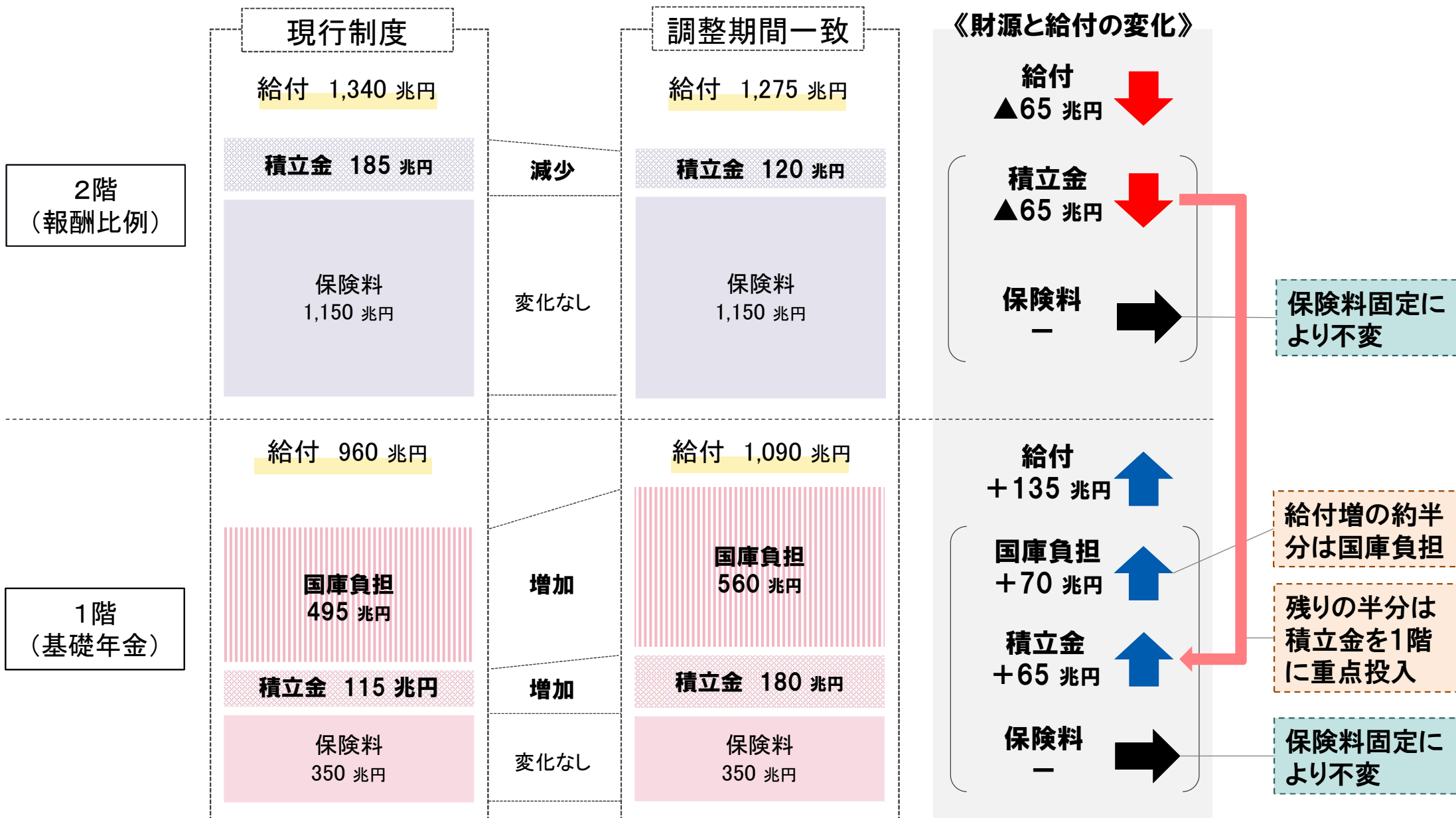
【積立度合の変化（国民年金＋厚生年金）】



マクロ経済スライドの調整期間の一致による財源と給付の変化

《過去30年投影ケース》

概ね100年間にわたる財源と給付を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



注1: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。

※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。

注2: 国庫負担の増(+70兆円)には、特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫)の増が含まれるため、給付増の半分を上回る。

積立金の性質

- 賦課方式の年金制度における積立金は、保険料を給付に充てて余った残余が積み立てられたもの
- このため、積立方式のように個人の持ち分という考え方はなく、被保険者が制度間を移動しても積立金は移動しない
- また、年金給付が大きくなった現在、保険料の残余はなく、現在の積立金は、過去の被保険者の保険料の残余が積み立てられ、運用により増大してきたもの
- したがって、厚生年金、国民年金の積立金は必ずしも今のそれぞれの制度の被保険者が積み立てたものではない

国民年金財政

※ 1号被保険者に係る財政である

厚生年金財政

前年度

1号被保険者

積立金

2・3号被保険者

積立金

被保険者が増加しても
積立金はそのまま

被保険者が移動しても
積立金は移動しない

当年度

積立金

被保険者は移動

積立金

積立金は必ずしも今の被保険者が
積み立てたものではない

1号被保険者が
2・3号被保険者に
移動した場合も同様

積立金は必ずしも今の被保険者が
積み立てたものではない

老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間が第1号被保険者期間のみである者は、65歳の受給権者の3.0%（全受給権者の場合 8.1%）
- 残りの 97.0%（全受給権者の場合 91.9%）は、第2号被保険者期間又は第3号被保険者期間（厚生年金の財政単位）の履歴がある者

<老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴>

	65歳の受給権者数		受給権者数全体	
1号期間のみ	3万人	3.0%	276万人	8.1%
2号期間又は3号期間のみ	31万人	28.8%	844万人	24.9%
1号期間と2号又は3号期間の両方を保有	74万人	68.2%	2,263万人	66.9%
計	108万人	100.0%	3,382万人	100.0%

（出典）令和3年度の基礎年金受給権者データを基に作成

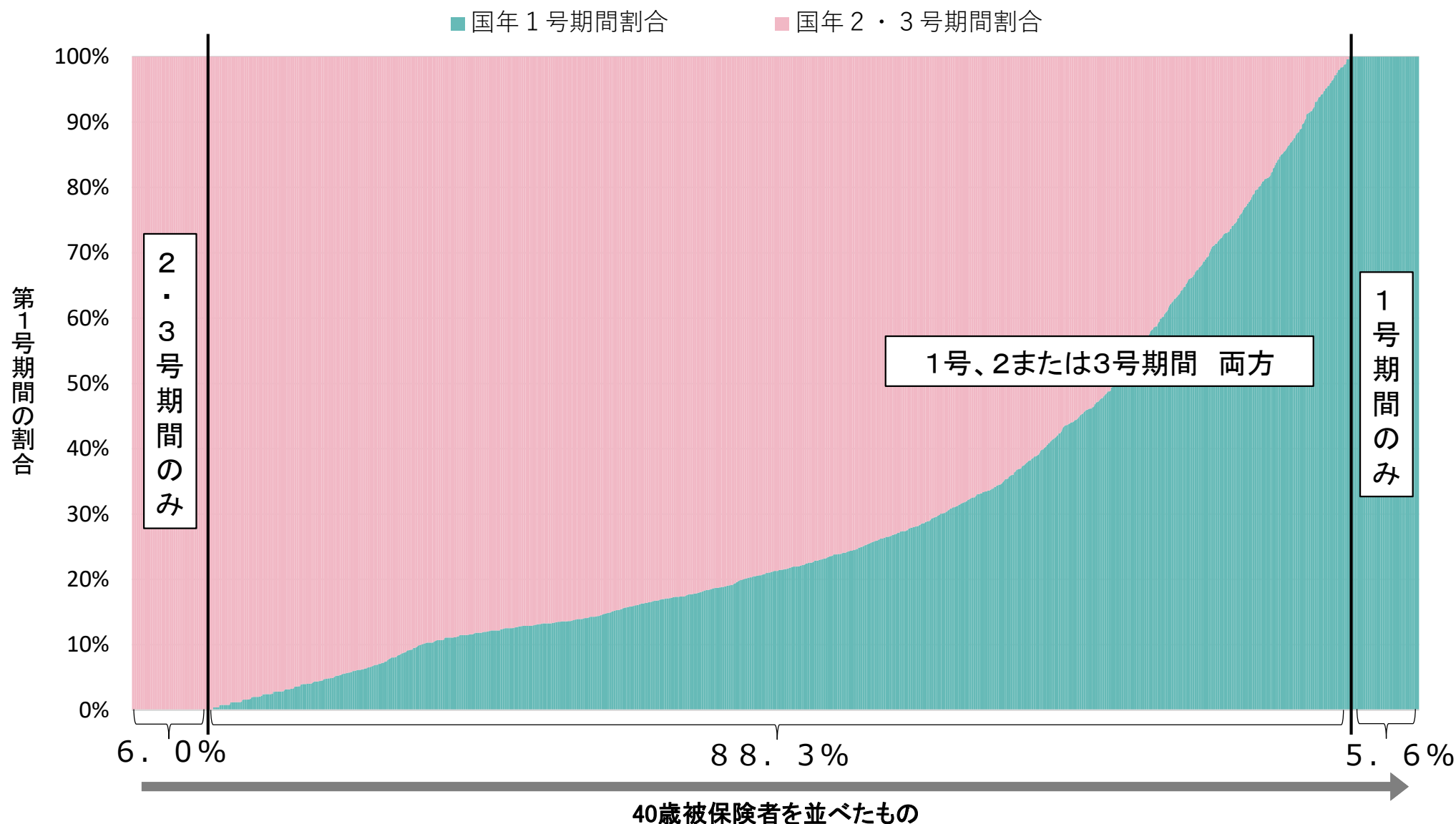
※ 未納期間及び納付猶予期間については、第1号期間に含めず集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※ 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意。

国年1号期間、国年2・3号期間配分別分布(40歳被保険者)

○ 40歳(1981年度生まれ)の被保険者について、過去の第1号期間、第2号(20～59歳に限る)・第3号期間を計算し、第1号期間の割合の低い順に並べると以下のとおり。



(出典)年金局調べ(令和3年度末時点)

※端数処理の関係で、内訳の合計は必ずしも100%とならない。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。